

山武市入札公告

条件付き一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により次のとおり公告する。

令和7年6月6日

山武市長 松下 浩 明 

1 入札に付する事項

- (1) 調達案件名称 本須賀海岸公衆トイレ改築工事
- (2) 工事等の場所 山武市本須賀字塩浜3841番地124地先
- (3) 工事等の期間 契約日の翌日から令和8年2月28日まで
- (4) 調達案件の概要 公衆用トイレ新設（浄化槽含む）
機械室新設
既存トイレ解体撤去（既存機械室、既存浄化槽含む）
- (5) 予定価格 89,570,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）
- (6) 最低制限価格 設定なし
- (7) 調査基準価格 設定あり（事後公表）

2 入札方式

条件付き一般競争入札（電子入札）

3 低入札価格調査

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者（以下「最低価格入札者」という。）の入札金額が調査基準価格を下回る場合は、落札者の決定を保留し、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かを判断するための調査（以下「低入札価格調査」という。）を実施し、後日、落札者を決定する。また、入札者にはその決定の通知をする。
- (2) 最低価格入札者であっても、入札金額が調査基準価格を下回る場合は、必ずしも落札者とならない場合がある。
- (3) 調査基準価格を下回る入札金額をもって入札した者（以下「低価格入札者」という。）は、財政課長から書類の提出の指示があったときは、開札日の翌日から起算して5日以内（ただし、この期間に山武市の休日を定める条例（平成18年山武市条例第2号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）が含まれる場合にあっては、その休日の日数は、この期間に算入しない。）に、財政課長から指示された当該書類又は低入札価格調査報告書の提出に代わる届出（別紙様式）を作成し提出しなければならない。なお、最低価格入札者でなくとも提出しなければならず、期日までに提出しない者のした入札は無効とする。
- (4) 低価格入札者は、事後の事情聴取等の調査に協力しなければならない。なお、最低価格入札者でなくとも事情聴取を実施する場合があり、事情聴取に協力しない者のした入札は

無効とする。

- (5) この工事の入札には、失格基準価格を設定している（事後公表）。失格基準価格を下回った入札は、失格とする。
- (6) 低入札価格調査については、この公告に定めのある事項を優先し、この公告に定めのない事項は、山武市低入札価格調査実施要領（平成30年山武市告示第90号）を適用する。

4 入札参加者の資格要件

- (1) 名簿の登載部門 建設工事
- (2) 工事等の種類 建築一式工事
- (3) 建設業許可の種類 特定建設業
- (4) 地域要件 市内、準市内、山武郡市内
- (5) 総合評定値 開札日における有効かつ最新の経営事項審査において、総合評定値（P）が750点以上であること。なお、経営事項審査の更新等により総合評定値（P）が750点以上となる見込みであって、かつ「5 申請書の提出等」に定める期間内に更新等による最新の経営事項審査結果が判明しない見込みである場合は、申請書の提出を受け付けるものとする。ただし、その者が開札の結果落札候補者となった場合に、電子入札システムから発行される事後審査資料提出依頼通知書に記載された期日までに更新等後の経営事項審査結果通知の写しが提出できない場合又は開札日における総合評定値（P）が750点以上でなかった場合は、当該落札候補者のした入札を無効とする。
- (6) 配置する技術者 開札日において、3か月以上直接的かつ恒常的雇用関係にある建築施工管理技士等を主任技術者又は監理技術者（下請金額の合計が8,000万円以上となる場合）として専任で配置すること。（資格は建設業法の規定による）ただし、建設業法第26条3項ただし書又は同法第26条の5の要件を満たす場合は、当該技術者の専任を要しないものとする。
- (7) 施工実績 開札日における有効かつ最新の経営事項審査において、建築一式工事の年平均完成工事高が98,527,000円を超える者。ただし、市内業者については、78,822,000円を超える者とする。なお、経営事項審査の更新等により年平均完成工事高が前段の金額を超える見込みであって、かつ「5 申請書の提出等」に定める期間内に更新等による最新の経営事項審査結果が判明しない見込みである場合は、申請書の提出を受け付けるものとする。ただし、その者が開札の結果落札候補者となった場合に、電子入札システムから発行される事後審査資料提出依頼通知書に記載された期日までに更新等後の経営事項審査結果通知の写しが提出できない場合又は開札日における年平均完成工事高が前段の金額を超えていなかった場合は、当該落札候補者のした入札を無効とする。
- (8) その他 開札日において、当該工事場所から最近部が100m以内の地域において、山武市が入札により発注した他の工事の請負者、落札者、落札候補者となっていないこと。
なお、本工事は下記の工事と近接しているため、開札日において、この工事の請負者、落札者又は落札候補者となっている者は、本工事の入札に参加する権利を失うものとする。
令和7年4月25日公告 海岸放送設備等設置撤去工事

5 申請書の提出等

- (1) 申請期間 令和7年6月6日（金）午前9時から令和7年6月13日（金）午後4時まで

- (2) 提出する書類 条件付き一般競争入札に係る応募調書（建設工事用）
- (3) 事前確認の結果通知期限 令和7年6月18日（水）午後5時

6 設計図書の縦覧等

- (1) 縦覧場所 ちば電子調達システム内入札情報サービス（工事・測量等）に掲載する。
- (2) 質問方法 質問がある場合は、山武市ホームページに掲載する質問書に質問内容を記載し、令和7年6月12日（木）午後4時までに、財政課へ電子メールにより提出すること。なお、件名は「【入札・質問書】調達案件名称」とし、提出した者は、必ず到着確認の電話をすること。
- (3) 回答方法 質問書の提出があった場合は、令和7年6月18日（木）までに、質問回答書をちば電子調達システム内入札情報サービス（工事・測量等）に掲載する。

7 入札

- (1) 入札期間 令和7年6月19日（木）午前9時から令和7年6月30日（月）午後4時まで
- (2) 入札時の入札金額内訳書の提出 必要

8 開札の日時及び場所等

- (1) 開札日時 令和7年7月1日（火）午後1時15分から
- (2) 開札場所 山武市役所 第6会議室
- (3) 開札の立会い 入札参加者は、開札に立ち会うことができる。代理人をして立ち合わせようとするときは、立会委任状を持参させなければならない。

9 落札候補者が提出する書類

落札候補者は、電子入札システムから発行される事後審査資料提出依頼通知書に記載された期日までに、次の書類を提出しなければならない。

- ア 条件付き一般競争入札参加資格確認申請書
- イ 関連業者調書（関連業者がある場合）
- ウ 有効かつ最新の建設業許可通知書の写し
- エ 有効かつ最新の経営事項審査結果通知の写し
- オ 配置する技術者の資格を確認できる書類の写し（合格証明書、免状等とする。実務経験を要する資格にあつては、技術職員名簿の写しも併せて添付すること。なお、監理技術者を配置する場合は、監理技術者証及び監理技術者講習修了証を提出すること。）
- カ 配置する技術者の雇用関係を確認できる書類の写し（被保険者標準報酬月額決定通知書（配置する技術者以外に係る記載及び被保険者等記号・番号等をマスキング（黒塗り））又は雇用保険等）
- キ 営業所技術者等証明書（建設業許可申請書様式第八号）又は営業所技術者等一覧表（建設業許可申請書別紙四）の写し

10 代金の支払方法

前金払及び中間前金払あり、部分払なし

11 その他

- (1) この公告に定めるもののほか、入札に関する共通事項については、「条件付き一般競争入札（電子入札）の実施に係る共通事項について」（令和7年4月1日公告）によるので、入札参加者は熟読すること。
- (2) 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者との契約に係る契約の保証の額は、請負金額（消費税及び地方消費税を含む）の10分の3以上とする。
- (3) 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者との契約において、当該者が過去2年以内に竣工した山武市の発注工事に関し次の要件に該当する場合は、配置技術者の1名増員を義務づける。（過去2年以内とは、令和5年6月6日から令和7年6月5日までをいう。）
 - ア 65点未満の工事成績評定を受けている者
 - イ 発注者から施工中又は施工後、契約不適合に起因し工事請負契約書に基づく補修（軽微な手直し等を除く。）又は損害賠償を請求された者
 - ウ 品質管理等に関し、指名停止を受けた者
 - エ 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者

12 問い合わせ先

山武市 総務部 財政課 契約検査係

（電話：0475-80-1122、E-mail：zaisei@city.sammu.lg.jp）

低入札価格調査報告書の提出に代わる届出

年 月 日

(宛先) 山武市長

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

工 事 名 _____

上記の工事について、年 月 日付け 第 号にて低入札価格調査報告書等の提出に関する通知を受けましたが、次の理由により、低入札価格調査報告書を提出しないことを届け出ます。この結果、低入札価格調査が中止となり、入札が無効と取り扱われることについても、特に異存はありません。

低入札価格調査報告書を提出しない理由

- 1 低入札価格調査報告書について、所定の要件を満たす報告書の作成が困難であることが明らかになったため
()
- 2 入札後に発生した事情により、入札条件・契約条件を満たすことができないことが明らかになったため
()
- 3 その他
()

注意事項

- 1 提出しない理由の内容により、不利益な取扱いを受けることはありません。
- 2 提出しない理由のうち、該当する番号に○を付けるとともに、括弧の中に具体的な内容を記載してください。
- 3 制度運用の参考のため、記載内容に関して担当者へ聞き取りをすることがあります。